

たんぽぽ だより

2003年6月7日 No. 7

日本共産党 川西市議会議員 **黒田みち**

市政にたいする要望・ご意見をお寄せください。

日本共産党川西市議団控室 8740-1111 (内線4020)
FAX 759-1811

みんなが

住んでよかつた

と思える川西市に……

くらし・福祉・

教育最優先の市政めざして

哀

自治体の仕事は住民の命とくらしを守ること



「老夫婦とご兄弟が鉄道自殺をされた。」と報道。サラ金苦だとか……。
なぜ？戦争を経験し、この国を支えてこられた方々。誰にも言えなかったのだろうか？
あまりにも辛い。

6月議会で介護保険の保険料や利用料の減免制度を拡充してほしい、と要望。たった一月1万5千円の年金から保険料を天引き。利用料は1割負担。高齢者の76%は住民税非課税者。介護が必要と言われても5人に1人はサービスを利用していない。川西市でも要介護5の方でも50%あまりの利用率。お金が無ければ、人間らしい暮らしもできない。それどころか保険料は先取り。今、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」違反だと、たくさんの方が、声をあげています。人が人として生きていく。当たり前のことです。(つづく)

喜

後援会の方々と大型バスで六甲牧場と植物園へ出かけました。「ヒマラヤの青いケシ」を見ました。ひんやりした空気、緑の香り。30年ぶりの牧場は新しい公園もできてテーズ館など人でにぎわっていました。

怒

戦争は決めた人間だけが行けば良い！

地球規模でうねりになった平和への叫び

国連を無視し国連憲章をないがしろにしたアメリカのイラクへの攻撃

たくさんの武力を持った国が力で小さい国を押さえる

こんな無法は絶対に許せない

亡くなった命 もぎとられた腕や足は 二度ともどらない

数の力で決められてしまった有事法制

日本を武力で戦争をする国につくり変えるもの

アメリカにくっついて外国で戦争をするなんて、

国民を総動員して戦争協力させるなんて許せない！！

アジアの平和、地球の平和を守るために

今 やらなければならないことは

有事法制を発動させないこと、！

イラク特別措置法案を決して通させないこと！

どの国に生まれても命の重さは同じ！

絶対殺してはいけない！

もちろん殺されてもいけない！

こんな当たり前のことを言い続けること

3月からその事にこだわって声をあげる。50時間を超えるか。まるで半袖シャツを着ているように日焼けした腕。



写真は植物園ではありません。

楽

ホタルもいるよ！



地域の方に黒川に連れて行って頂いた。川でカニヤトンボの幼虫をたくさん見つけた。魚に貝もいっぱい！
なんと たがめ を捕まえた方が。なんてたくさんの生き物。なんてすばらしい自然。大切に守るために自分は何ができるだろう？
楽しい一時を過ごさせて頂いた。こども達の歓声とキラキラした瞳 大きな力をもらえた……感謝！



もう我慢の限界！

あなたもお読みください

しんぶん 赤旗

日刊●月2,900円
日曜版●月800円



戦後初 戦場に地上軍派兵

無法な軍事占領を支援 ところが問題

イラク特別措置法案の狙いは、無法な戦争のうえにイラクの軍事占領支配をすすめる米英軍を支援するため、戦後初めて、現に戦闘がおこなわれている戦場に地上軍を派兵することです。法案の条文に即してみてみました。

無法な戦争を正当化

第一条：イラク 特別事態(国際連合安全保障理事会決議六七八号、第六八七号及び第一四四二号)に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使：事態をい

はちともと規定されず、自衛隊はおもにインド洋上で活動をおこなっています。ところが、今回の法案は、国民を代表する統治機構もなく、いまま戦闘が頻発し、混乱状態がつづきイラク国内に、占領軍の「同意」だけで自衛隊を送り込むものになっているのです。



イラク北東部バラド地方の町で警備にあたる米軍兵士＝12日(ロイター)

非戦闘地域」線引き不可能

第二条 対応措置については、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる；地域において実施するものとする。

法案は、自衛隊による活動を「非戦闘地域」で

おこなうとしています。しかし、現実には「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別は不可能です。イラクでは連日のように占領軍とフセイン体制派などの戦闘がつづき、「イラク全土が戦闘地域(イラクの米地上軍を指揮するマキヤン司令官)です。石破茂防衛庁長官は「組織的・計画的ではない、国または国に準ずる者ではない者による、たとえば強盗などは戦闘(行為)とはいわない」(十三日)としています。しかし、マキヤン司令官は占領軍が受けている攻撃について「本質的に戦闘行為であり、犯罪ではない」(四日)と説明しています。

使用武器は限定なし

第一七条 自衛隊の部隊等の自衛官は、生命又は身体を防御するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、武器を使用することができる。法案が定める武器使用の基準は法文上、PKOの基準と同じで、武器の種類には、なんの限

衛隊が、輸送、補給などの軍事支援をすることを定めています。この「安全及び安定を回復する活動」の内容については、法案にも、法案の根拠とされている国連安保決議一四八三にも具体的な定義はなく、無限定です。米英占領軍は、治安維持活動はかりでなく、いままフセイン体制派の掃討作戦など大規模な戦闘行動をおこなっています。排除していません。このため、自衛隊がおこなう輸送の対象には、

第三条 安全確保 保支援活動として実施される業務は、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、保管(備蓄を含む)、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒とする。

武器・弾薬の輸送も

法案は、「国連加盟国」、つまり米英両国の占領軍間行動にたいする支援を排除していません。このため、自衛隊がおこなう輸送の対象には、

占領軍「同意」だけで

第二条 対応措置については、次に掲げる地域において実施するものとする。一 外国の領域(イラクにおいて)は、イラクにおいて施政を行う機関の同意による(こと)がで

法案は、いまま戦闘が

私達の生活が危ない!

国民に知らせないまま

お金の使い方、おかしいのでは??

2003年 今年を開始46年目です 平和行進が



100メートルでもこいっしょに あなたの街に

お金の使い方、おかしいのでは??

その 189



隔週掲載